

参 考 資 料

【現行の課税方式における事務の流れ】

注 総務省「令和2年度個人住民税検討会報告書（令和2年11月）から作成

【システム方式案①】「控除情報 年末調整存置・区市町村賦課」型

(1月) (12月) (1月) (3月) (6月)

税務署

(1ヶ所の税務署)

A市

B市

②振り分け

源泉徴収税額の納付一元化

税額確定

⑤区市町村が賦課決定

各種控除情報

システム

納付

①源泉所得税・源泉住民税 一括納付

税

税額計算

給与

特別徴収義務者は所得税の年末調整(精算)は行う

③年末調整

税

税額計算

給与

ボーナス

年間総支給額

④給与支払報告書の電子的提出

給与支払報告書

従業員

申告書

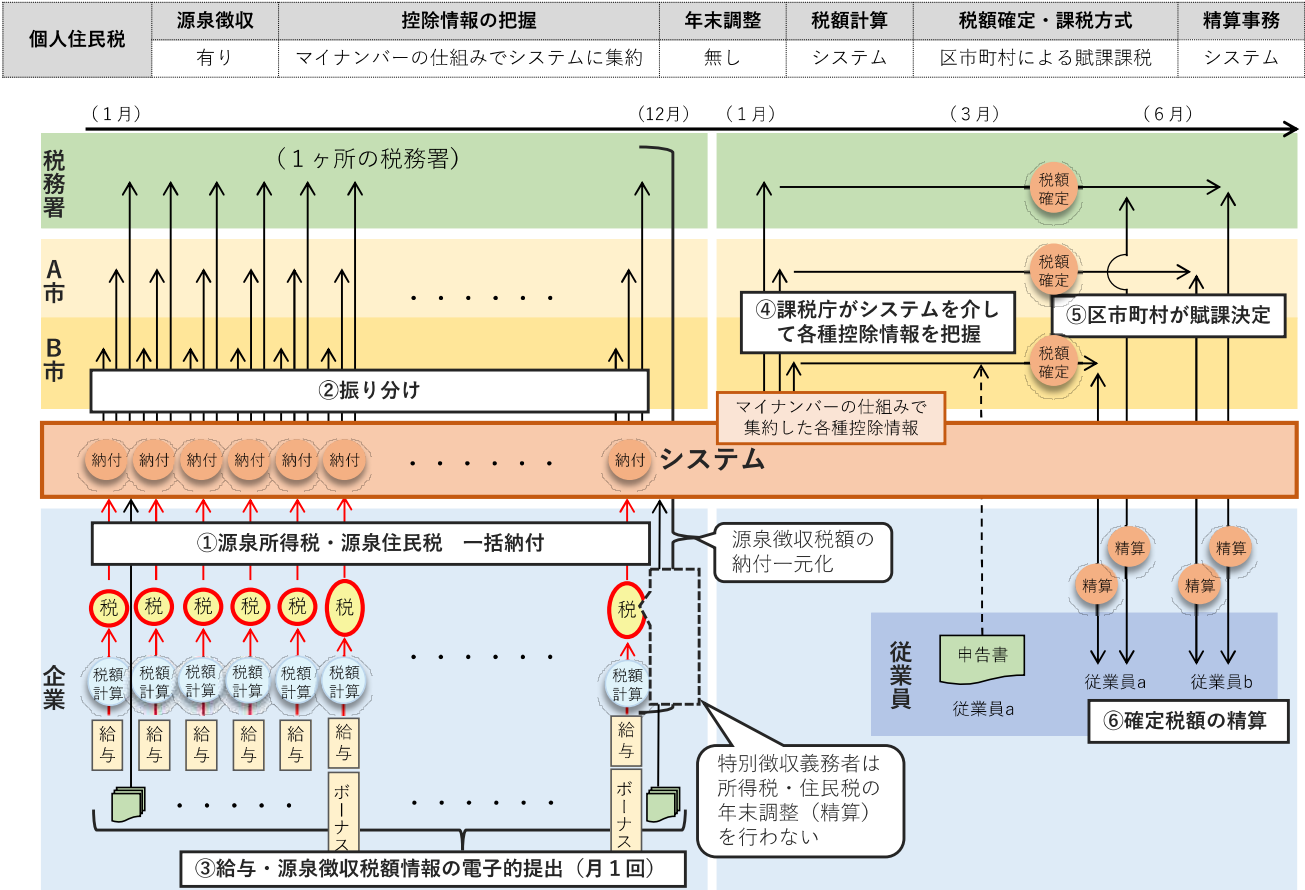
従業員a

⑥確定税額の精算

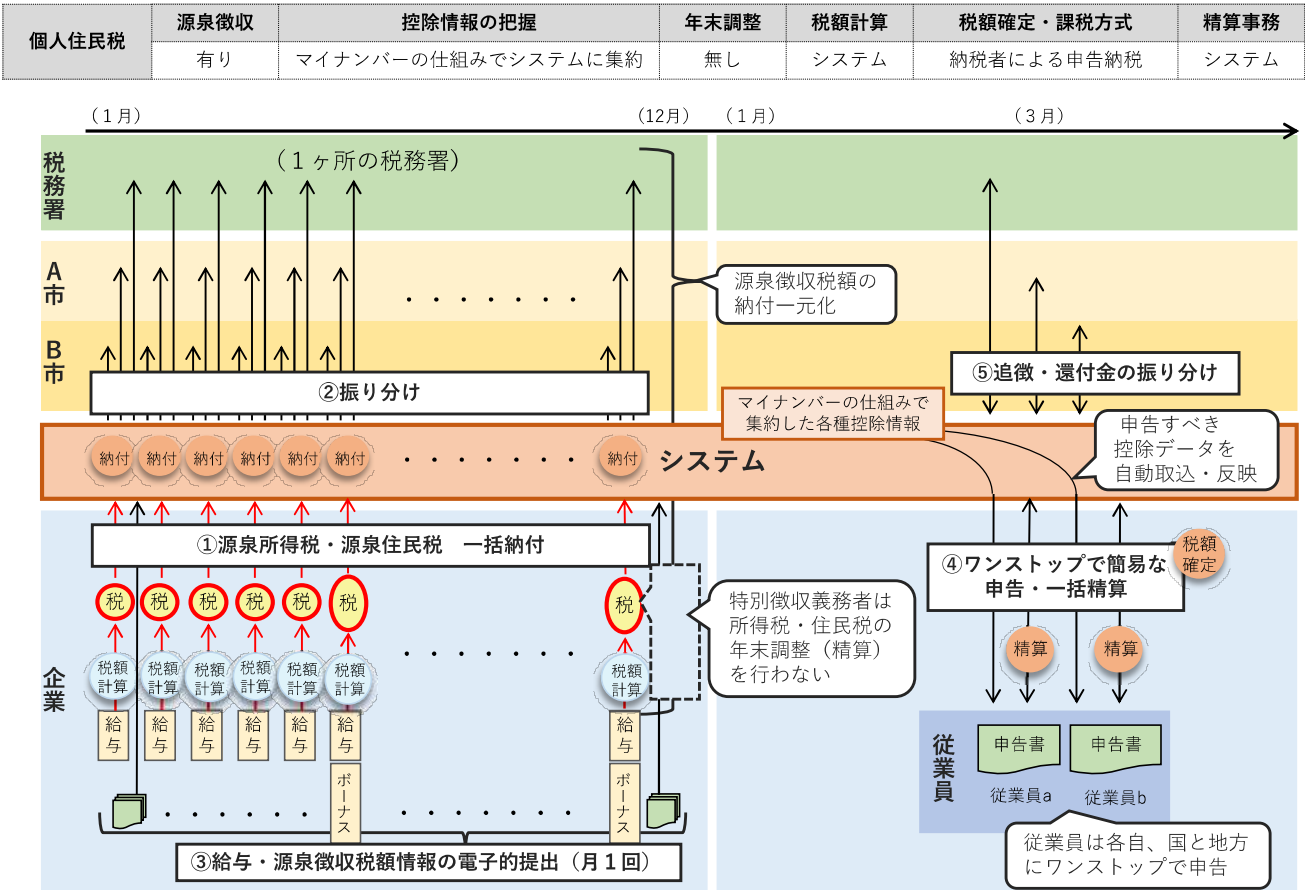
従業員a

従業員b

【システム方式案②】「控除情報 システム反映・区市町村賦課」型

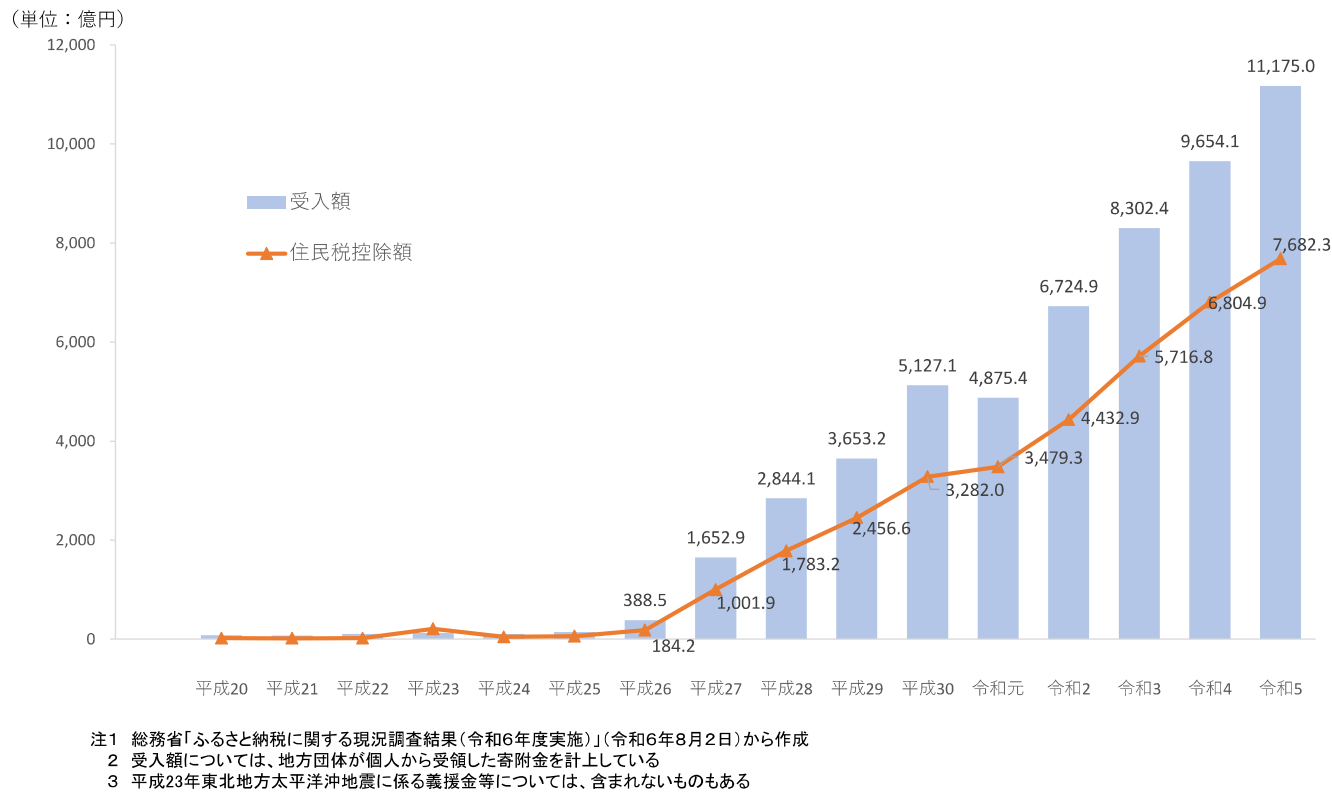


【システム方式案③】「控除情報 システム反映・納税者簡易申告」型



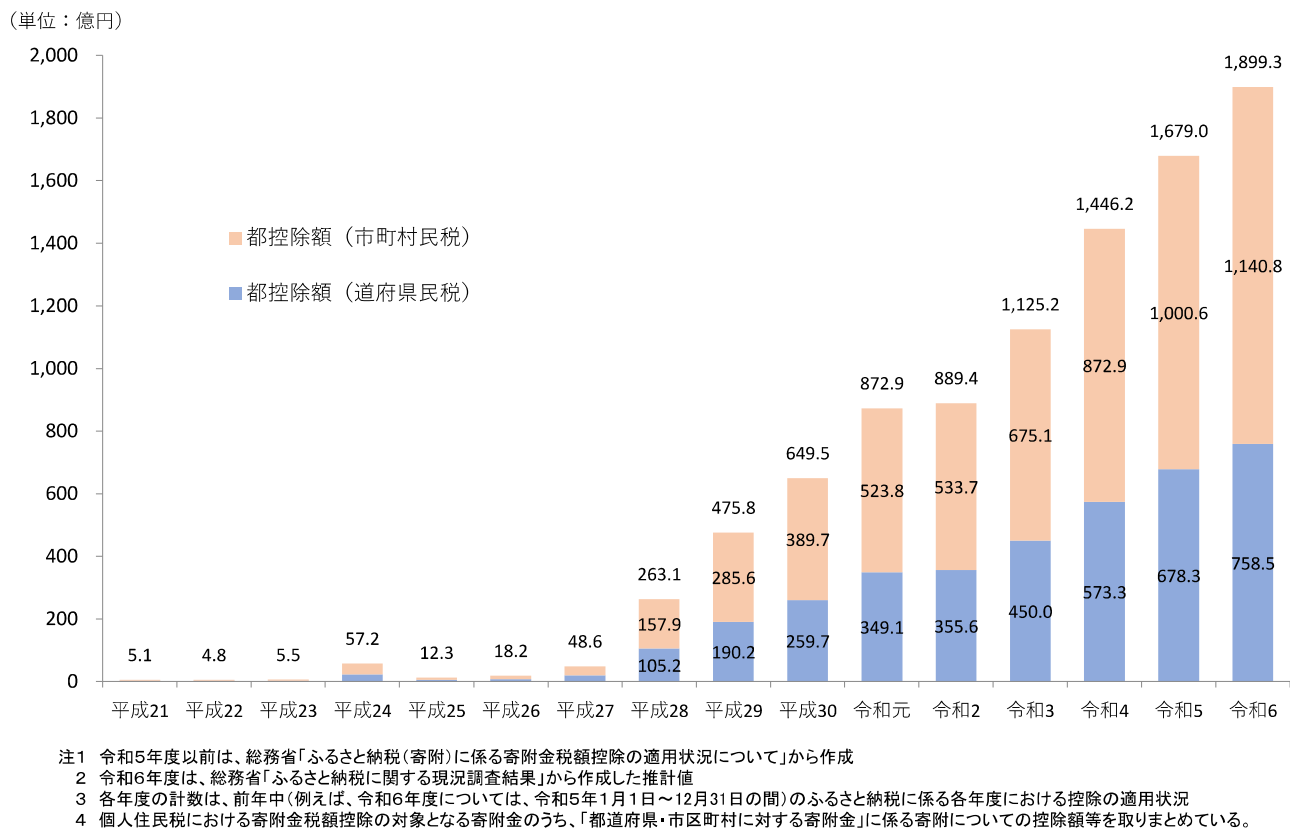
参考資料 2 : 「ふるさと納税」の受入額及び住民税控除額（全国計）

- 令和5年度の全国の受入額は約1兆1,175億円となり、制度創設以来初めて1兆円を超えた
- 住民税控除額は、平成27年度のワンストップ特例制度導入以降大きく増加し、令和5年度寄附に係る控除額は約7,682億円となった（実際に控除される時期はその翌年度）



参考資料 3 : 「ふるさと納税」に係る控除額の推移（東京都）

- 令和6年度の東京都の控除額は、約1,900億円に増加（対前年度比：約1.1倍）
- 平成21年度の制度創設時からの累計額は、約9,452億円にのぼる



参考資料 4：住宅の環境性能に応じた不動産取得税の税率設定

	取得	保有	利用																																																																
税目	自動車税環境性能割	自動車税種別割	自動車重量税																																																																
性格	自動車もたらすCO ₂ 排出、道路損傷、交通事故、公害、騒音等、様々な社会的コストに係る行政需要に着目した原因者負担金的性格を有するもの	自動車という特定の財産に対して課される財産税としての性格を有すると同時に、道路損傷負担金的性格、奢侈税、環境損傷負担金的性格を有するもの	自動車が車検を受け又は届出を行うことによって走行が可能になるという法的地位に着目した権利創設税的性格を有するもの																																																																
納税義務者	自動車の取得者	自動車の所有者	・車検証交付等を受ける者 ・車両番号の指定を受ける者																																																																
賦課	取得時	・取得時（月割課税） ・毎年度	車検時																																																																
税率	自動車の通常の取得価額を課税標準額とし、自動車の種別、環境性能等に応じて税率が異なる	自動車の種別、排気量や最大積重量ごとに設定	自動車の種別、車検の有効期間、総重量等ごとに設定																																																																
※税率については、区分表から一部抜粋	<table><tr><th>車種</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td colspan="3">④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）、乗用車</td></tr><tr><td colspan="3">H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成</td></tr><tr><td>R12燃費基準75%かつR2燃費基準</td><td>1%</td><td>非課税</td></tr><tr><td>R12燃費基準70%かつR2燃費基準</td><td>2%</td><td>0.50%</td></tr></table>	車種	自家用	営業用	④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）、乗用車			H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成			R12燃費基準75%かつR2燃費基準	1%	非課税	R12燃費基準70%かつR2燃費基準	2%	0.50%	<table><tr><th>車種</th><th>総排気量</th><th>営業用</th><th>自家用</th></tr><tr><td rowspan="5">乗用車</td><td>電気自動車</td><td>7,500</td><td>25,000</td></tr><tr><td>～1リットル</td><td>7,500</td><td>25,000</td></tr><tr><td>～1.5リットル</td><td>8,500</td><td>30,500</td></tr><tr><td>～2リットル</td><td>9,500</td><td>36,000</td></tr><tr><td>～2.5リットル</td><td>13,800</td><td>43,500</td></tr></table>	車種	総排気量	営業用	自家用	乗用車	電気自動車	7,500	25,000	～1リットル	7,500	25,000	～1.5リットル	8,500	30,500	～2リットル	9,500	36,000	～2.5リットル	13,800	43,500	<table><tr><th rowspan="3">車両重量</th><th colspan="4">2年自家用</th></tr><tr><th rowspan="2">エコカー</th><th colspan="3">エコカー以外</th></tr><tr><th>右以外</th><th>13年経過</th><th>18年経過</th></tr><tr><td>～0.5トン</td><td rowspan="4">免税</td><td>8,200</td><td>11,400</td><td>12,600</td></tr><tr><td>～1トン</td><td>16,400</td><td>22,800</td><td>25,200</td></tr><tr><td>～1.5トン</td><td>24,600</td><td>34,200</td><td>37,800</td></tr><tr><td>～2トン</td><td>32,800</td><td>45,600</td><td>50,400</td></tr></table>	車両重量	2年自家用				エコカー	エコカー以外			右以外	13年経過	18年経過	～0.5トン	免税	8,200	11,400	12,600	～1トン	16,400	22,800	25,200	～1.5トン	24,600	34,200	37,800	～2トン	32,800	45,600	50,400
車種	自家用	営業用																																																																	
④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）、乗用車																																																																			
H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成																																																																			
R12燃費基準75%かつR2燃費基準	1%	非課税																																																																	
R12燃費基準70%かつR2燃費基準	2%	0.50%																																																																	
車種	総排気量	営業用	自家用																																																																
乗用車	電気自動車	7,500	25,000																																																																
	～1リットル	7,500	25,000																																																																
	～1.5リットル	8,500	30,500																																																																
	～2リットル	9,500	36,000																																																																
	～2.5リットル	13,800	43,500																																																																
車両重量	2年自家用																																																																		
	エコカー	エコカー以外																																																																	
		右以外	13年経過	18年経過																																																															
～0.5トン	免税	8,200	11,400	12,600																																																															
～1トン		16,400	22,800	25,200																																																															
～1.5トン		24,600	34,200	37,800																																																															
～2トン		32,800	45,600	50,400																																																															



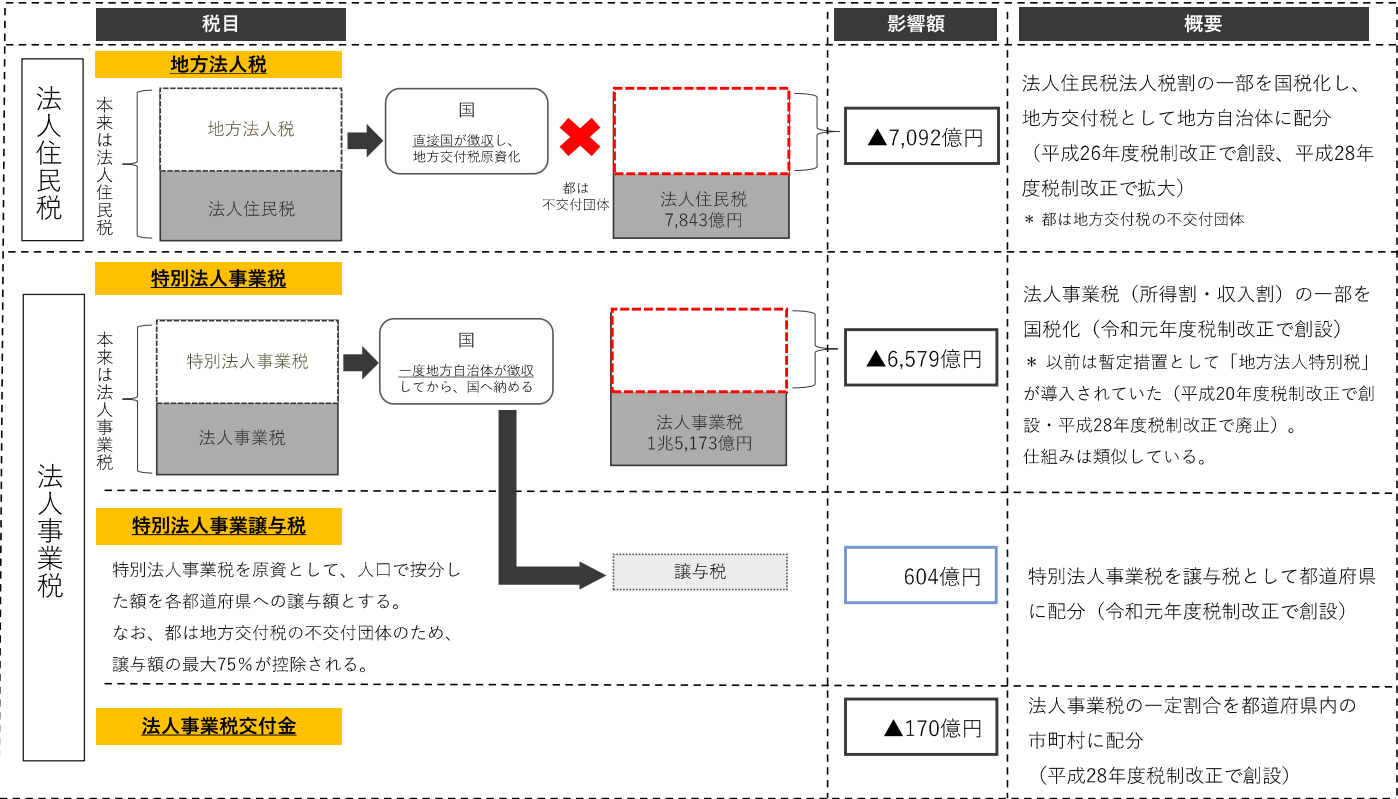
自動車関連税制においては、取得段階の自動車税環境性能割において、環境性能を基準として税率を区分しているため、同じ発想に基づいて、住宅の取得段階である不動産取得税において税率を区分することが考えられる。

	取得	保有
税目	不動産取得税	固定資産税 都市計画税
性格	不動産に対する将来にわたる固定資産税の負担の緩和を図るとともに、不動産を取得するという比較的担税力のある機会に相当の税負担を求めるもの	固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に負担を求めるもの
納税義務者	不動産の取得者	不動産の所有者 市街化区域内に不動産を所有している者
賦課	取得時	毎年度 毎年度

注 東京都税制調査会「自動車関連税制のあり方に関する分科会報告書」(令和3年3月)、国土交通省ホームページ「自動車重量税額について」、総務省ホームページ「不動産取得税」、「固定資産税の概要」、「都市計画税」、東京都主税局ホームページ等から作成

参考資料5：東京都における「偏在是正措置」による影響

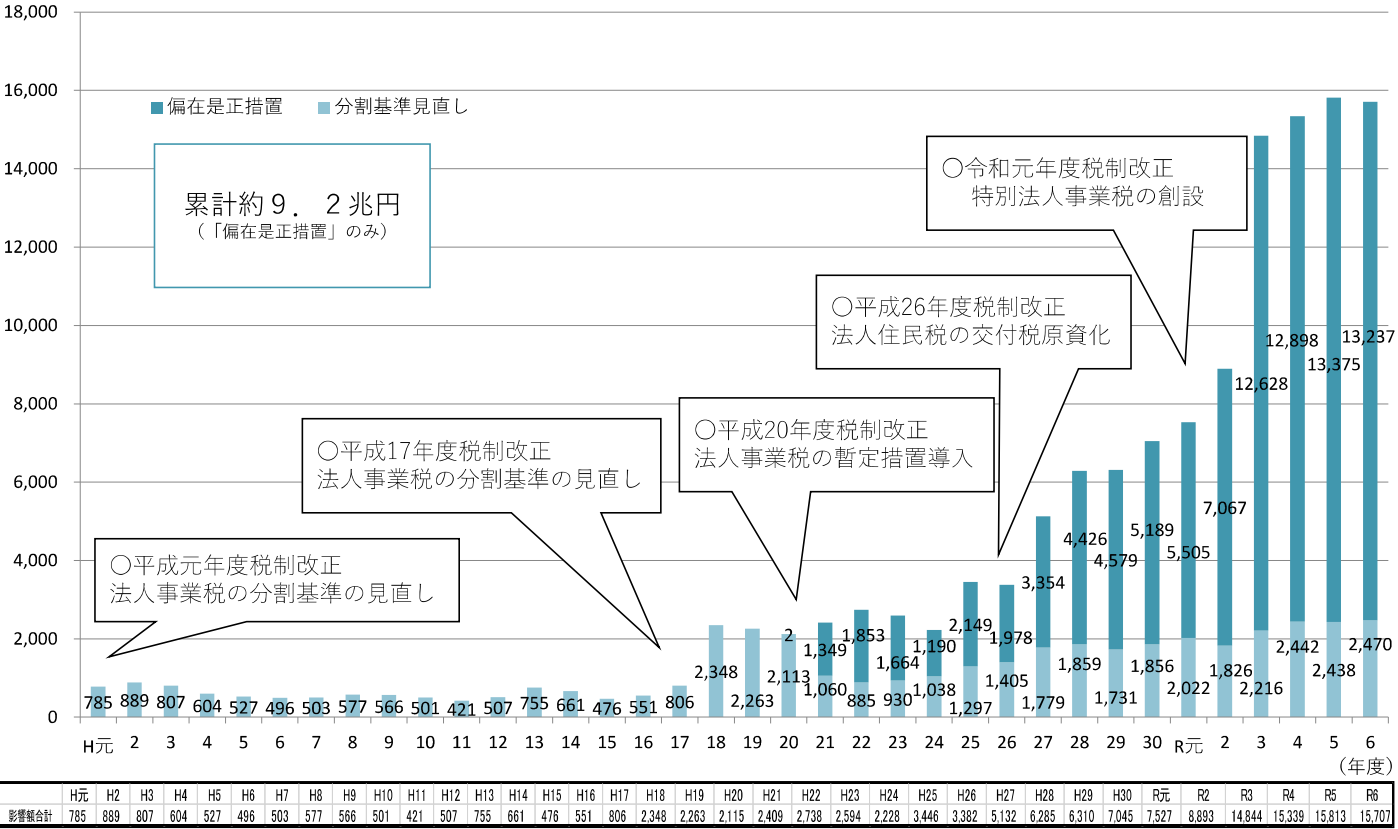
【東京都に対する偏在是正措置と税額のイメージ（令和6年度予算の場合）】



注 東京都財務局「東京都予算案の概要」（令和6年2月）等から作成

参考資料6：地方法人課税の累次の「偏在是正措置」等による東京都の影響額の推移

（単位：億円）



注1 東京都財務局「国の不合理な措置に対する東京都の主張－地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論－」等から作成
2 令和5年度までは決算額、令和6年度は当初予算額による。
3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。